

地域連携業務における業務支援の委託仕様書

公立大学法人横浜市立大学（以下「委託者」という。）が、委託する「地域連携業務支援」について、本件受託者（以下「受託者」という）は、「委託契約約款」「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」及び「個人情報取扱特記事項」に定めるもののほか、この仕様書に基づき業務を履行するものとする。

1 目的

本業務は、横浜市立大学附属病院（以下「当院」という。）の地域連携業務の総合的な改善を行う。改善を通じて、新入院患者の獲得、外来患者数の適正化を通じ、医業収入の増収を図る。

2 委託業務の内容

(1) 受託者が行う業務の概要は次の通りとする。

ア 当院の地域連携全般にかかわる課題抽出および改善

地域連携業務全般に関する課題を抽出し、改善について立案する。また各診療科における地域連携への課題を検討し、調整および解決を行う。

イ 地域連携システム改修に関する検討・提案

現地域連携システム（以下、システム）は導入後約 10 年間経過しており、現行の業務体制や経営状況も変化していることから、現行の業務に合わせた改修やデータ分析が行えるよう、検討を行う。

ウ 地域医療機関に対する営業訪問業務

データ分析、マーケティング調査を行い、戦略的な営業活動を行う。地域医療機関の機能を詳細に把握することや潜在的な需要を捉え、より適切な業務の改善につなげる。

エ 広報業務

効果的な広報戦略を検討する。また戦略に沿った営業用資料の作成を中心として、他のツールとの連動した広報手段も検討する。

(2) 対応日数

年 108 日を最低対応日数とする。

※業務の繁忙期、閑散期等を鑑み、適宜調整は可能とする。

(3) 期待する効果

- ・ 医業収入の増収（入院稼働額の増加、外来単価の増加）
- ・ 新入院患者数の増加
- ・ 紹介率および逆紹介率の増加

3 委託期間

令和 3 年 7 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

4 履行場所

公立大学法人横浜市立大学附属病院 地域連携課地域連携担当

5 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施について第三者に損害を及ぼした場合は、速やかに当院に報告しなければならない。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項にあっても、当院と受託者との協議の上、当然必要と認められる事項については、当院の指示により、受託者の負担においてこれを処理し、当院は、本件業務の途中で委託業務の仕様を変更する必要がある場合は、合理的な範囲内でこれを変更することができる。また、仕様に疑義が生じた場合は、当院と受託者で協議の上、実施することとする。
- (3) 本業務に付随して必要となる次の経費は、受託者の負担とする。
運用担当者の宿泊費及び交通費
- (4) 当院は、この契約による事務を処理するために、受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。
- (5) 受託者は、この委託の目的を達成するよう必要に応じ当院に適切な説明・提案及び技術支援を行うものとし、また当院も説明及び技術支援を、必要に応じて受託者に求めることができる。この際、受託者は当院から求めがあった場合、誠意をもってこれに応じなければならない。
- (6) 業務作業時の飲食、携帯電話の使用、セキュリティールール等については、当院の規則、指示に従うこととする。また、受託者が使用する作業場所、システム環境については、当院の許可した範囲で使用することができる。
- (7) 成果物は、当院の許可なく、他施設での利用や提供をしてはならない。
- (8) 受託者は、業務が完了したことを業務完了報告書として当院に毎月提出し、当院の審査を受けることとする。